

令和3年度答申第59号
令和4年1月5日

諮詢番号 令和3年度諮詢第58号（令和3年11月17日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、△労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項柱書は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援

護を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条2項は同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 労災保険法29条2項の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。)32条(令和3年厚生労働省令第58号による改正前のもの)は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金及び労災療養援護金の支給を行うものとする旨規定している。

労災保険法施行規則33条1項柱書は、労災就学援護費は、同項1号から5号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項1号(令和2年厚生労働省令第141号による改正前のもの。以下同じ。)は、遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)1条に定める学校又は同法124条に定める専修学校に在学する者であって学資の支給を必要とする状態にあるもの等と規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P(以下「本件労働者」という。)は、Q社に就労していた者であるが、平成30年1月9日、同社の事業所施設内の風呂場浴槽で溺水し死亡した。
(調査結果復命書(調査目的 業務上外・事業主証明)、死体検案書、死亡届)
- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、処分庁に対し、令和元年11月15日、遺族補償年金の支給請求をし、同年12月10日、労災就学援護費の支給申請(本件申請)をした。
(遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書(令和元年12月10日受付))
- (3) 処分庁は、令和2年6月30日、遺族補償年金の支給請求に対し、「本災害について、業務終了後に事業場施設内にある浴室を利用する行為については、業務遂行性が認められないと判断されることから、本件不支給とします。」との理由を付して、遺族補償年金を不支給とする決定(以下

「本件遺族補償年金不支給決定」という。) をした。

(遺族補償年金不支給決定通知書)

(4) 処分庁は、令和2年6月30日、本件申請に対し、不支給とする決定(本件不支給決定)をし、審査請求人に対し労災就学等援護費不支給通知書(以下「本件不支給通知書」という。)をもって通知した。

なお、本件不支給通知書には、不支給とした理由が記載されていない。

(労災就学援護費不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和2年9月29日、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査官は、令和3年4月23日、当該審査請求を棄却する決定をした。

(労働保険審査請求書、決定書)

(6) 審査請求人は、令和2年10月1日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和3年11月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件労働者は、業務終了直後に事業場施設内の浴室を利用した際に、浴槽で溺死したものであり、上記行為は業務に通常付随する準備後始末行為であるから業務遂行性がある。また、仮に、上記行為が業務に通常付隨する準備後始末行為といえない場合であっても、本件労働者の死亡は、脱衣所の適切な温度管理がされなかつたために生じたものであつて、事業施設の不備・欠陥によって生じた災害であるといえるから、例外的に業務上と認められるものである。

したがつて、労災就学援護費を支給しない旨の本件不支給決定は誤りであり、取消しを求める。

第2 諒問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 労災保険法29条1項に規定する社会復帰促進等事業の一つである労災就学等援護費の支給は、業務災害等により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子のその後の就学状況及び保育の状況、労災遺家族等

の就労の状況等にかんがみ、実施するものである。

- 2 労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。令和2年8月21日付け基発0821第1号厚生労働省労働基準局長通達による改正前のもの。以下「本件支給要綱」という。）の3（1）イにおいて、要旨、遺族補償年金受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校又は同法124条に定める専修学校に在学する者であつて学資等の支弁が困難であると認められるものとされている。
- 3 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、B労働者災害補償保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。なお、労働保険審査会に対する再審査請求はされていない。
- 4 したがって、審査請求人は、本件支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者は認められない。
- 5 以上によれば、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしているが、加えて、本件不支給通知書に理由の記載がない点につき、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、支給要件を明示した上で申請者がこれに該当しないことを理由として記載すべきであった旨の指摘がある。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年11月17日、審査庁から諮問を受け、同年12月16日及び同月23日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年12月20日に主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求受付（令和2年10月1日）から本件諮問（令和3年11月17日）までに1年1か月以上の期間を要している。この間に、審理員の一部の交替などがあったものの、争点が明確である本件についてこれだけの長期間を要するとは考えられず、審理手続の計

画的な進行が求められる。審査庁においては、審理手続の迅速化について、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえ、改善に向けた真摯な対応を期待したい。

(2) 上記（1）で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条（令和2年法律第14号による改正前のもの）参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられることになる。労災保険規則33条1項柱書及び同項2号が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定め、本件支給要綱も同様に定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2の（3））から、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

（1）審理員意見書及び諮問説明書の作成に関する留意事項について

審理員意見書においては、裁決書の記載事項（行政不服審査法50条1項）に対応して、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査請求に対する結論（裁決の主文に対応するもの）及びその理由（認定した事実関係及び当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載することが求められている（総務省行政管理局「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）

【第5版】」104頁及び様式例第74号参照）。特に、本件のように、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）の改正がされている事件については、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審理員意見書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を過不足なく記載することが求められる。これは、諮問説明書についても、同様である。

このような観点から、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載を見ると、本件に適用される関係法令等の改正がされている（上記第1の1参照）にもかかわらず、その点の説明がされておらず、さらに、本件については、令和2年4月1日から施行された改正後の労災保険法施行規則が適用されるにもかかわらず、本件不支給決定時にはそれが施行されていなかった旨の説明がなされている。また、本件の諮問説明書には、本件申請等に関する申請、不服申立て等の日付の誤りが散見される。このように、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載は、甚だ不十分な内容のものであるといわざるを得ない。

審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、諮問に係る事件の事実関係、適用される関係法令の規定を適確に記載するよう留意されたい。

また、本件不支給通知書に不支給とした理由が記載されていない（上記第1の2の（4））点について、諮問説明書には検討した形跡が見当たらない。行政手続法（平成5年法律第88号）が許認可等の拒否処分について理由の提示を義務付ける趣旨（行政の恣意の抑制、当事者の不服申立ての便宜など）からしても、理由の提示は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上での基本原則ということができるから、それが行われていない場合、審査庁はその点について何らかの評価を示すことが求められる。諮問説明書は、審査庁が当審査会に諮問する際、当該時点での審査庁としての裁決の考え方及び理由を記載したものであることから、審査庁は、上記の点に対する評価を行い、その結果を諮問説明書に記載する必要がある。審査庁においては、今後こうしたことにも留意されたい。

（2）本件不支給通知書における理由の記載について

本件不支給通知書においては、不支給決定の理由が記載されていない（上記第1の2の（4））。

行政手続法8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒

否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬと規定し、同条2項は、処分を書面でするべきときは、当該処分の理由は書面により示さなければならぬと規定している。

この行政手続の基本原則に従い、本件不支給通知書には、支給要件の全體像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるよう提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学等援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

また、本件支給要綱の定める様式（「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）。以下「通知書様式」という。）には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていないところ、仮に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件不支給通知書に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号、令和元年度答申第15号、第41号、第79号及び第82号、令和2年度答申第89号並びに令和3年度答申第11号、第14号、第17号、第23号、第37号、第45号及び第52号）において、不支給決定の理由提示について改善する必要があることを指摘したが、本件においては、そもそも理由が記載されていない。審査庁の説明によると、処分庁は本件不支給決定をする際に理由を直接説明していること（令和3年1月20日付け審査庁主張書面）であるが、上記のとおり、処分を書面でするべきときは、理由は書面により示さなければならぬことは行政手続法の求めることである。審査庁においては、再発防止のための指導、研修の実施等改善に向けた真摯な対応が望まれる。また、本件支給要綱を改正して、通知書様式に労災就学等援護費を変更又は不支給とする場合にその理由を記載する欄を設けるとともに、労働基準監督署長に対し、同欄の具体

的な記載例を示すことなどを早急に検討すべきである。なお、仮に新しく欄を設けることに時間要する場合であっても、課題のある現状を固定化させることは望ましくなく、例えば、処分の主文（「上記のとおり労災就学等援護費の不支給（変更）を通知します。」）に追加して、理由は別紙に記載してある旨を明示する改正（「理由は別紙のとおりです。」の追記など）など取り急ぎ対応することが可能な措置をすべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	三 宅	俊 俊	光
委 員	佐 脇	敦 敦	子
委 員	中 原	茂 茂	樹